

芽室町排水設備改造資金貸付条例及び 芽室町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止について

■これまでの経過

(1) 芽室町排水設備改造資金貸付条例

昭和 53 年 4 月より、貸付を実施している。近年において、公共下水道の水洗化率は 99.8% (R2.3 末) となっており、未水洗化人口はほとんど残っていない状況である。古い家屋の建て替え等の例はあるが、貸付制度については 10 年以上も利用実績はない。

(2) 芽室町生活環境改善設備資金貸付条例

下水道未整備地区の水洗化促進のため、昭和 63 年 4 月より貸付を実施している。近年は、新築住宅への浄化槽の設置が主であり、貸付制度としては、平成 24 年の申請を最後に利用実績はなく、平成 28 年度末にはすべての償還が終了し、貸付残高は 0 円となっている。

また、令和元年度には芽室町農業協同組合より、利用実績がなく、今後も利用が見込めないとの理由で貸付事務の継続が出来ない旨の申し出があり、令和 2 年度より貸付事務を帯広信用金庫芽室支店へ変更している。

取扱先の変更時に帯広信用金庫芽室支店からも、このまま利用がない場合は帯広信金から事業廃止の提案を考えたいとの話もあり、今後の事業の在り方について検討を進めていた。

■今後の見通し

未水洗化建物のほとんどは、古い住居を撤去し、新築の住宅を建設している。この場合、一部工事については貸付対象となるが、ほとんどの場合、住宅建築費用に含め、住宅ローンを利用している。そのため、どちらの制度も利用実績がない状況となっている。

今後においても住宅ローンを利用した住宅の建築という流れは変わらないと考えられ、現行制度の利用は考えにくい。

また、公共下水道事業においては、水洗化率も 99.8% となっており、水洗化の促進について一定程度目的は達成していると考ええる。

■事業の廃止

以上のことより、芽室町における水洗化促進については、一定程度達成されたと考え、芽室町排水設備改造資金貸付条例及び芽室町生活環境改善設備資金貸付条例については、令和2年度をもって廃止としたい。

廃止に伴い、下記で示した条例・規則の廃止及び一部改正を12月議会にて提案する予定である。

なお、貸付業務を委託している北海道銀行芽室支店及び帯広信用金庫芽室支店へは説明を行い、今年度の委託期間終了時に貸付制度用の通帳を解約する。

○関係条例・規則

- ・芽室町排水設備改造資金貸付条例（昭和53年3月28日条例第27号）
- ・芽室町排水設備改造資金貸付条例施行規則（昭和53年3月28日規則第5号）
- ・芽室町生活環境改善設備資金貸付条例（昭和63年3月29日条例第16号）
- ・芽室町生活環境改善設備資金貸付条例施行規則（昭和63年3月29日規則第3号）
- ・芽室町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年3月6日条例第1号）

条例廃止のスケジュール(案)

	R2.8			R2.9			R2.10		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
議会		委員会用の資料作成	総務経済常任委員会への説明						
まちづくり意見募集 (パブリックコメント)	まちづくり意見募集決裁 (9月19日～10月20日) 9月広報誌原稿決裁			9月12日広報発行 9月19日まちづくり意見募集開始			10月20日 まちづくり意見募集終了		
金融機関			北海道銀行帯広信金打ち合わせ						
	R2.11			R2.12			R3.1		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
議会	12月提案用の資料作成			議会初日提案					
まちづくり意見募集 (パブリックコメント)	まちづくり意見募集の結果報告								
金融機関						北海道銀行帯広信金議決結果報告			
	R3.2			R3.3			R3.4		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
議会									
まちづくり意見募集 (パブリックコメント)									
金融機関				北海道銀行帯広信用金庫預託金返還手続き・調整			通帳の解約		